最終更新日：2018年3月30日
株式会社ピーエイ
代表取締役　加藤博敏
問合せ先：経営企画部　(03) 5803-6318
証券コード：4766
http://www.pa-co-ltd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。特に「株主の権利保護」、「株主の平等性」、「ステークホルダーとの円滑な関係の構築」、「適時適切な情報開示」、「経営に対する監督機能の強化」を重要な柱としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則１－２－４
当社は現在海外投資家比率が、1%未満と低い為、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

原則1-4　いわゆる政策保有株式
当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。将来当該株式を保有する場合は、取締役会において基本方針を別途定め、その内容を開示しまいります。

原則1-5　いわゆる買収防衛策
当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題としており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありませんが、今後の検討課題として認識しております。

補充原則３－１－２
当社の株主構成においては、海外投資家の比率が1%未満と低い為、当面英語での情報の開示・提供を見送ることとし、今後状況の変化に応じて再検討することといたします。

補充原則４－１－２
中期経営計画を、株主・ステークホルダーに対するコミットメントと位置づけ、今後策定・開示を検討してまいります。

補充原則４－１－３
最高経営責任者等の後継者の計画については、経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ、独立社外取締役との助言も積極的に取り入れて、透明性と客観性をより高められる経営体制整備の検討を進めます。

補充原則４－１－３
最高経営責任者等の後継者の計画については、経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ、独立社外取締役との助言も積極的に取り入れて、透明性と客観性をより高められる経営体制整備の検討を進めます。

補充原則４－２－１
現在、取締役（社外取締役を除く）等の報酬は、基本報酬により構成されておりますが、今後においては、業績に連動した報酬として、必要に応じて自社株等による新たな報酬制度を検討してまいります。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

補充原則４－１０－１
取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、指名・報酬等の検討に際しては、独立社外取締役との連携を深める等、より公正で、透明性の高い検討と手続きが実施できることを目指した体制整備の検討を進めます。

原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表
機関投資家向けに対する決算説明会等を利用して、当期業績分析と共に収益計画や資本政策の基本方針を提示しておりますが、今後は、株主の皆様からのご意見も踏まえ、より分かり易い内容で企業価値、収益力向上を明確に説明して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-7　関連当事者間の取引
当社は、取締役会規定に、取締役の当社との取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を得るべき旨を定めております。また、監査役が監査役監査基準に基づき、競業取引または利益相反取引等に違反する事実がないかを監視し、検証しております。

原則3-1　情報開示の充実
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略は下記、当社ホームページに記載されています。
URL：
http://www.pa-co-ltd.co.jp/

中期経営計画の公表は行っておりません。業績が景気動向や競合他社の動向に大きく影響を受ける傾向がある

ことから、中期経営計画による売上高・利益の確度を上げることが難しいためでございます。
(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書1-1　基本的な考え方に記載しております。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保にも配慮し、基本報酬（月次・定額）を、取締役会が代表取締役社長に一任して決定しております。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。.
(5)当社は、新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を、株主総会招集通知にて開示しております。

補充原則４－１－１
当社では、企業理念・経営方針に基づいて、取締役会において、経営戦略や経営計画等について適宜、建設的な議論を行っております。この他、法定決議事項や組織の改廃・多額の投資の実施などを取締役会が決定し、業務執行に関る事項は経営陣に委ねられております。

原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。
　また、取締役会は、取締役会における積極的な発言や助言により会社の発展へ貢献できる人物を独立社外取締役候補として選定しています。

補充原則４－１１－１
当社の取締役会は、定款で定める取締役8名以内、監査役は3名以内の員数の範囲内で構成しております。優れた人格、見識とともに、当社の持続的成長のために必要な専門的能力および豊富な業務・経営経験をもつ者を役員とする方針に基づき、バランス、多様性、事業の継続性および発展性に配慮し候補者を選任し、取締役会で決定することとしています。
　また、社外取締役候補者は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき取締役会で指名し、株主総会の承認を得ることとしております。

補充原則４－１１－２
　当社は、役員全員の重要な兼職状況及び社外取締役・社外監査役の取締役会への出席状況については事業報告書等に開示しております。

補充原則４－１１－３
当社は、取締役会において、各取締役の自己評価等は行っておりませんが、取締役会は、社外取締役1名と社外監査役2名を含め、計6名で構成されており、これら各役員役員の経験、見識、力量等を客観的に判断したうえで、取締役会全体の実効性は充分確保されていると評価しております。

補充原則４－１４－２
社外取締役、社外監査役は、当社グループについての理解を深めるため、事業概要、財務情報、組織等について就任後適時に管理部等から説明を受けることとしております。
　また、取締役及び監査役は経営監督・監査機能を果たすために必要な、経済情勢、業界動向、財務会計、コンプライアンス等の事項に関し、社内及び外部機関等から情報の提供を受けることとしております。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針
機関投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を年に1回以上開催し、投資家からのIR取材やスモールミーティング等の依頼にも積極的に対応し、代表取締役及び管理部長が説明を行っています。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤　博敏	2,945,200	26.23
有限会社PLEASANT	2,916,000	25.97
加藤　郁子	914,000	8.14
金子　美由紀	612,000	5.45
加藤　一裕	612,000	5.45
株式会社ピーエイ自己株式	476,916	4.25
松井証券株式会社	110,000	0.98
鈴木　智博	100,000	0.89
杉　三郎	99,000	0.88
森山　金呉	80,000	0.71

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	加藤博敏
親会社の有無	なし

補足説明 更新

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期 更新	12 月
業種 更新	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村隆夫	他の会社の出身者											○
深谷弦希	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村隆夫	○	・和田倉門法律事務所パートナー弁護士 ・バリューコマース株式会社 ・会社法427条1項の規定により、社外取締役との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無住過失である場合に限り、会社法425条第1項にさだめる最低責任限度を限度とする。	上場企業等の社長職など会社経営に携わってきた経験を、取締役に就任された場合に当社の経営に活かすために、社外取締役として選任をしたものであります。

深谷弦希		・SHOEI CHINA Co.,Limited董事長 ・邦博（北京）医薬技術開発有限公司董事長・総経理 ・緑洲大地（北京）投資咨有限公司董事長 ・有限会社ライフケアエイト代表取締役社長 ・会社法427条1項の規定により。社外取締役との間で、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無住過失である場合に限り、会社法425条第1項にさだめる最低責任限度を限度とする。	上場企業等の社長職など会社経営に携わってきた経験を、取締役に就任された場合に当社の経営に活かすために、社外取締役として選任をしたものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室、監査役会及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査役会や会計監査人に報告し、情報共有しております。また、監査役会と会計監査人との間で、定期的及び随時監査にかかる会議を開催し、主要勘定及び現在の会計処理を適切に把握するとともに、当該内容に基づく監査を実施しております。会計監査人の実施した監査結果については、監査役会及び内部監査室へ報告されており、その他の必要事項も情報を交換しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津田哲男	他の会社の出身者													○
松田聡	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田哲男		会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	上場企業等の社長職として豊富な経験を有しており、経営の監視機能強化及び経営の健全性・透明性の向上に両氏の経験を活かすことで、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、また客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。
松田聡		会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。	税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的な知識と豊富な見識から、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与し、客観的な視点で取締役の執行状況等の監査が可能であると判断。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

特にありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役との窓口は経営企画部が担当し、各種のサポートを行っております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

当社は、監査役制度、経営の意思決定及び業務監督機能と業務執行機能を分離し、迅速な業務執行を行なうために執行役員制度を採用しており、経営管理組織としては、取締役会、監査役会、目標達成会議があります。
取締役会は、取締役4名（うち独立役員1名を含む社外取締役2名）で構成されており、株主を代表して経営の基本方針、法令及び定款で定められている事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行責任者の業務執行状況を監督する機関として月1回以上開催しております。業務執行責任者は、戦略の策定及び執行の役割を担っており、取締役会の役割は、業務執行責任者が立案した戦略の検討、承認及び管理の役割を担っております。
目標達成会議は、代表取締役社長、執行役員、各事業部門責任者、管理部門責任者から構成されており、代表取締役社長が社内各部門の業務の状況を把握し、また経営戦略及び内部統制に関する方針を社内各部署に浸透させるために月1度開催し、有効性を十分に討議すると共に、日常の業務について意思決定の迅速化、効率化を図っております。
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、経営の監視機能として随時監査役会を開くことで、情報の共有と意思疎通を図っております。また、顧問弁護士･監査法人からも必要に応じて助言又は連携をすることにより、コーポレート･ガバナンスの充実を図っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

更新

取締役･監査役･社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性･透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、上記の体制を採用しております。
取締役･監査役･社外監査役により構成されるガバナンスのもと、各役員の能力が有効に作用して意思決定プロセスに関与することで、監査体制の充実が図られ、経営の健全性･透明性を確保した迅速な意思決定ができるものと考え、選択をしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努め、直近の定時株主総会では3週間前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保します。また、違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程等を制定し、管理部が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役職員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムを通じて全職員に徹底します。また、管理部が中心となって、体制強化に努めます。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めます。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図り、監査役会による監査体制を構築します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べることができるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

11. 内部統制システムの運用状況の概要に関する事項

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度の開始時には、社員向けに経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の意識の統一化を図っております。期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、グループ全社による対応方針と実施状況を取締役会に報告しております。また、「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制に係る規定を制定し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等を運用をしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である企業倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会勢力から不当な要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対応する。管理部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、今後継続して社員の教育・啓蒙を実施することで、反社会勢力排除に向けてされなる社内体制の整備・強化を図っていく方針です。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

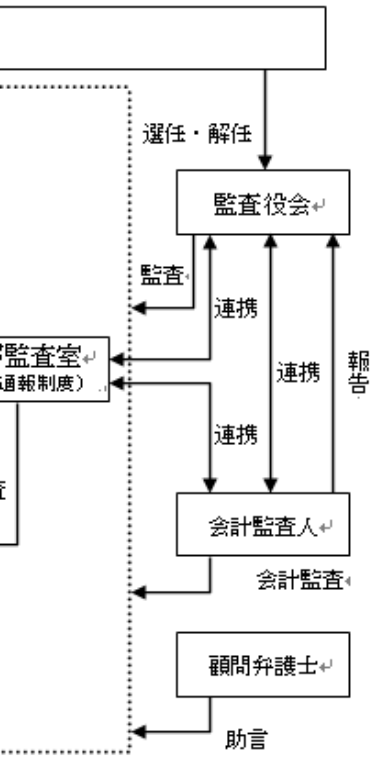
買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明 更新

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はありません。


選任・解任
監査役会
監査
連携
監査室
通報制度）
連携
連携
報告
査
会計監査人
会計監査
顧問弁護士
助言